

## 市役所第2駐車場運営に関する条件等

## 1 敷地の引き渡しについて

現状有姿のまま引き渡します。なお、現借受事業者が契約終了後に撤去する機器等については、別表のとおりです。

## 2 駐車可能台数

70台以上の車を駐車できるようにしてください。

## 3 運営

(1) 市役所開庁日の午前8時から午後6時までは、市役所来庁者用駐車場として運営してください。この場合の駐車料金は、当該時間内に入庫した車両においては1時間無料とし、1時間を超えた場合は30分毎に100円とします。

(2) 市役所閉庁時（平日午前0時から午前8時まで、平日午後6時から午前0時まで、土曜日、日曜日及び祝日）については、時間貸駐車場として運営してください。この場合駐車料金は、事業者において自由設定としますが、事前に本市へ届出し、本市の承諾を得てください。

(3) 休日等であっても選挙の投票所等として市役所を開庁する場合があります。その場合の開庁時間は、市役所来庁者用駐車場として運営していただきます。

また、休日等において、1年のうち数日間、本市等が開催する市民まつりや農業祭等のイベント会場として駐車場の全部又は一部を使用する予定であり、その場合は駐車場の全部又は一部を時間貸駐車場として運営できません。

(4) 以下の車両は、駐車料金を減免又は不徴収としていただきます。

ア 休日夜間急病診療所で診察等を受ける者の乗る車

イ 市長、市議会又は附属機関からの要請を受け会議、打合せ等への出席する者の乗る車、緊急自動車又は駐車場の管理業務に係る車、臨時的に来庁する国・地方公共団体・尼崎市の外郭団体等の車

ウ 受付待ちにより時間超過した車、市の対応等により時間超過した車、身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級又は療育手帳重度（A判定）の交付を受けている者が乗る車

(5) 駐車料金の減免に係る割引認証機は12台設置し、借受事業者が本市に対して無償で使用させることとします。

(6) 市役所来庁者に駐車料金の減免・不徴収の実施及び本市等のイベント開催等による時間貸駐車場の制約について、本市は借受事業者に対して収入の補てん等は一切行いません。

(7) 利用計画等については、事前に本市と協議の上、決定及び変更してください。

(8) 駐車料金の精算は、全自動料金精算機により行ってください。当該機器は各種紙幣に対応し、かつクレジットカードでの精算が可能なものとしてください。

(9) 精算機に電話又はインターフォンを取り付け、駐車場利用者のトラブル等の発生時に

は借受事業者（グループ会社等を含む。）と駐車場利用者が 24 時間直接連絡できるようにしてください。また、遠隔操作によるゲート開閉ができ、スムーズな入出庫ができるようにしてください。

- (10) 開庁時間帯のトラブル対応は、15 分以内に行ってください
- (11) 駐車場の外周はフェンス、柵等により周囲と区分するものとしてください。なお、既存のフェンス等の利用を可としますが、契約終了後は地上物（管制装置、照明装置等）の撤去は借受事業者の負担で行っていただきます。
- (12) 午前 9 時から午後 5 時までの間は、駐車場の出入口にそれぞれ 1 人以上の安全保安員を配置してください。
- (13) 駐車場入口の、車溜まりは 5 台程度確保してください。
- (14) 駐車場については、南側に人家があります。夜間照明設備については、人家に向けないように設置してください。  
また、南側に人家から車両のライト及び排気ガス等に対して苦情があった場合は、防眩幕等の設置や駐車位置の変更等の対策を講じてください。
- (15) 駐車場にある関西電力送配電株の電柱 2 本、支線 1 本の管理については本市で行います。また、貸付土地内にある樹木について、灌水及び落ち葉の処理等の管理を行ってください。ただし、5 メートル以上の高木の剪定については、本市が実施します。
- (16) 駐車券の仕様については、別途本市と協議してください。
- (17) 年に 1 回駐車台数等、運営状況の報告をしてください。報告時期については別途協議します。
- (18) 当該土地は、尼崎市の環境をまもる条例、尼崎市住環境整備条例等により、位置制限、排水施設の制約等があり、当該条例等により、事前協議が必要となる場合があります。
- (19) 看板等の設置に当たっては事前に本市と協議してください。

**【別表】 機器等撤去内訳**

	機器等名	数量
1	駐車券発行機	3 台
2	全自動料金精算機（高額紙幣・クレジットカード精算対応機）	2 台
3	カーゲート	5 台
4	バーキャッチャー	5 台
5	入口表示灯	3 台
6	出庫警報灯	2 台
7	防犯灯用照明柱	1 1 本
8	防犯灯	2 8 台
9	コンクリート製車止め	3 0 0 個
10	ポールバリカー	3 8 本

11	U字バリカー	7本
12	看板	15か所
13	割引認証機	11台

【参考】 市役所第2駐車場の利用台数実績

	利用台数	うち有料駐車台数
令和2年度	103,091台	17,243台
令和元年度	109,031台	20,915台
平成30年度	107,287台	27,151台

以上

## 休日夜間急病診療所の運営内容及び整備にあたっての要求水準

## 1 休日夜間急病診療所の運営内容

## (1) 診療時間 ※年中無休

- ア 月曜日から金曜日 21時から翌6時まで
- イ 土曜日 16時から翌6時まで
- ウ 日祝日（年末年始等含む） 9時から翌6時まで

## (2) 診療科目

内科・小児科・耳鼻咽喉科・眼科

## (3) 来院者数

約 25,000 人（年間）

## 2 休日夜間急病診療所の整備にあたっての基本的な考え

## (1) 災害に強い施設

休日夜間急病診療所については、年中無休の運営を行っており、災害時においても、その機能を失うことなく運営できる施設でなければならないことから、十分な耐震性能を有するとともに、水災害時等においても電源の確保が可能となるなど、災害時にも施設機能が維持できる施設としてください。

## (2) レイアウト（動線の分離）

休日夜間急病診療所の性質上、休日夜間急病診療所の利用者と同一建物内の他の施設の利用者等が混在することのないよう、専用の出入口を確保してください。加えて、感染症患者について、院内感染を防止する観点から、通常の休日夜間急病診療所の出入口とは別の出入口も確保してください。

## (3) 十分な待合スペースの確保

現急病診の課題として狭隘化した待合スペースの点が挙げられること、加えて、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた上で、待合患者が十分なスペースを確保できるようにしてください。

## (4) ユニバーサルデザイン

バリアフリー化のほか、授乳室やトイレ内のベビーチェアの設置など、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、誰もが利用できる施設としてください。

## (5) 周辺環境との調和等

休日夜間急病診療所以外の床の活用は事業者自らの事業運営や他事業者への貸付けなど事業者の提案する内容としますが、整備された施設については、公の施設である休日夜間急病診療所が入居することも踏まえた活用としてください。

また、近隣住民に対する騒音・光・車両動線などの対策を十分に講じた施設としてください。

### 3 休日夜間急病診療所の機能等

#### (1) 必要延床面積

概ね 900 m<sup>2</sup>程度（通路等共用部を含む。）として、次の機能を備えるものとします。

No.	区分	必要機能（予定）	目安 面積	備考
1	診察室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内科、小児科 3 室</li> <li>・耳鼻咽喉科 2 室</li> <li>・眼科 2 室</li> <li>・感染症対応室 2 室</li> </ul>	170 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眼科、耳鼻科は滅菌スペース含む</li> <li>・感染症対応室は陰圧設備有、別出入口・別受付・別動線を配慮（トイレ含む）</li> </ul>
2	患者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関（トリアージスペース）</li> <li>・待合スペース</li> <li>・患者用トイレ (男・女・バリアフリートイレ含む)</li> <li>・授乳室（おむつ替え台含む）</li> <li>・検査室（心電図・血液・尿）</li> <li>・聴力検査室</li> <li>・観察・回復室</li> <li>・点滴室（ベッド 8 台分）</li> <li>・救急処置室</li> </ul>	340 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待合スペースは繁忙期に対応できるよう患者 70 人程度（別途、付添人スペース必要）が収容できるよう確保すること（平時は共用部分として利用できるのが望ましい）</li> <li>・検査室は採血、採尿スペースを含む</li> <li>・救急処置室は患者搬送を行いやすい出入り口付近に確保すること</li> </ul>
3	職員利用施設 (事務所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付、事務室、ナースステーション</li> <li>・職員用トイレ</li> <li>・電話相談室</li> <li>・薬局（調剤室・服薬指導カウンター）</li> <li>・医師控室（所長室含む）</li> <li>・仮眠室（男・女、シャワー室含む）</li> <li>・職員更衣室（男・女）</li> </ul>	150 m <sup>2</sup>	
4	バックヤード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管庫 3 室（薬品・カルテ・他）</li> <li>・廃棄物置き場（医療用・リネン）</li> <li>・警備室</li> </ul>	60 m <sup>2</sup>	・保管庫はそれぞれ独立させること
5	共用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路、機械室等</li> </ul>	180 m <sup>2</sup>	
計			900 m <sup>2</sup>	

#### (2) 休日夜間急病診療所の駐車場

休日夜間急病診療所の利用者は市役所第 2 駐車場に駐車していただくことを想定していますので、休日夜間急病診療所の敷地内に利用者用駐車場を確保していただく必要はありません。

#### (3) 休日夜間急病診療所の駐輪場

10 台程度の休日夜間急病診療所の利用者用の駐輪場を確保してください。

以上